

望まない受動喫煙を防ぐための措置は、健康増進法に定められた「ルール」です。

- ✓ 飲食店など多くの人を利用する施設では、原則「**屋内禁煙**」です。
- ✓ 喫煙を認める場合は、法令上の要件を満たした喫煙室の設置が必要です。（加熱式たばこの喫煙を含む。）

- 通常の飲食店は、**A 店内禁煙** または **B 店内に喫煙室を設置** のいずれかを選択できます。
 - 既存の小規模飲食店は、**A B** に加え、経過措置として **C 店内で喫煙可** を選択できます。（喫煙室を設けず、店内で飲食しながら喫煙可）
 - **B** または **C** を選択する場合、
 - ・ 喫煙室や店舗の出入口に、**標識の掲示**が必要です。
 - ・ 喫煙エリアへは、従業員を含め、**20歳未満の方は立入禁止**です。
- * 詳しくは、次のページ以降をご確認ください。



喫煙室の
標識掲示



20歳未満は
立入禁止



従業員への
受動喫煙対策



違反時の罰則
等の適用

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務づけられます。

20歳未満の方は従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

- ✓ 屋外についても、店舗の出入口付近や人が多く集まるような場所には喫煙場所を設置しないなどの配慮をお願いします。

A 店内禁煙（屋内禁煙）とする場合

特段の対応は必要ありません。（店内禁煙の掲示は任意です。）



【よくある質問】 飲食店のテラス席は屋内？ 屋外？

(答)

外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上覆われている場合には「屋内」となり、そうでない場合には「屋外」となります。ただし、テラス席については、テラス席において喫煙をした際のたばこの煙が店内に流れ込むことがないよう、側壁が概ね半分以上覆われていない場合であっても、店内との境界が壁やガラス扉等で仕切られていない場合には、屋根に覆われている場所は「屋内」として取り扱います。



(厚生労働省「改正健康増進法の施行に関するQ & A」から)

B 店内に喫煙室を設置する場合

○ 喫煙室が「たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準」を満たす必要があります。

- ① 入口における室外から室内への風速が 0.2 m/秒以上であること
- ② 壁、天井等によって区画されていること（煙が漏れない状態）
- ③ たばこの煙が屋外に排気されていること

○ 「喫煙室の出入口」と「店舗の主な出入口」に、**標識の掲示**が必要です。

喫煙専用室を設ける場合

(喫煙室の出入口)



(店舗の出入口)



加熱式たばこ専用喫煙室を設ける場合

(喫煙室の出入口)



(店舗の出入口)



✓ 喫煙専用室では、喫煙のみ可能です。

✓ 加熱式たばこ（アイコス、グロー、ブルームテック）専用の喫煙室では、飲食等も可能です。

※標識例は香川県ホームページまたは厚生労働省「なくそう！望まない受動喫煙」Webサイトからダウンロードできます。
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kenkodukuri/kinery/index.html>

✓ 店舗営業の広告・宣伝時にも、喫煙室設置に関する説明が必要です。

C 経過措置として、店内で喫煙可とする場合

○ 次の①～③の全てを満たす飲食店が、経過措置の対象です。

- ① 2020年4月1日時点で、現に営業している店舗
- ② 「資本金か出資の総額が5,000万円以下の会社」または「個人事業主」が経営
- ③ 客席面積が100㎡以下の店舗

○ 「店舗の出入口」に、**標識の掲示**が必要です。

✓ 店舗営業の広告・宣伝時にも、喫煙可能店である旨の説明が必要です。

○ 店舗に以下の書類を備え付ける必要があります。

① 喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積に係る資料

客席：客に飲食をさせるために客に利用させる場所のこと。
具体的には、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分。
床面積に係る資料：店舗図面等

② 資本金の額または出資の総額に係る資料（会社経営の飲食店の場合）

例：資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等

○ 保健所への届出をお願いします。

届出の様式や届出先については、次のページをご確認ください。



C 経過措置として、店内で喫煙可とする場合 (つづき)

○ 所定の様式に、飲食店の名称や所在地、管理権原者等を記入し、下記の管轄保健所まで提出してください。

- ✓ 宛先は、所在地を所管する保健所長 (小豆/東讃/中讃/西讃) (高松市は高松市長)
- ✓ 「管理権原者」は、受動喫煙対策の方針の判断、決定を行う立場にある者を記入。
例：受動喫煙対策に必要な設備の改修等の判断ができる者
- ✓ 届出事項に変更がある場合や、喫煙可能店であることをやめる場合は、別途届出をお願いします。

※届出書の様式や標識例は、香川県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kenkodukuri/kinen/index.html>

別添様式第1号 (別添第2条第6項関係) (A4)	
届出受理番号	
喫煙可能室設置施設届出書	
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
香川県 〇〇保健所長 殿	
届出者 〇〇 〇〇	
健康増進法施行規則等の一部を改正する省令別添第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。	
記	
1 施設名称	〇〇〇〇〇〇
2 1 所在地	〒〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
3 営業許可番号	第〇〇〇〇〇〇号
4 営業許可日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
5 1 氏名 (法人にあっては、その名称)	〇〇〇 〇〇〇〇
6 2 氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名)	〇〇 〇〇
7 3 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
8 備考	備考欄 〇〇 〇〇 (建設) 備考欄 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

届出先・受動喫煙対策に関する相談窓口

担当窓口	管轄地域	住所・電話番号
小豆総合事務所 保健福祉課	土庄町・小豆島町	〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲2079-5 電話 0879-62-1373
東讃保健福祉事務所 健康福祉総務課	さぬき市・東かがわ市・ 三木町・直島町	〒769-2401 さぬき市津田町津田930-2 電話 0879-29-8250
中讃保健福祉事務所 健康福祉課	丸亀市・坂出市・善通寺市・ 綾歌郡・仲多度郡	〒763-0082 丸亀市土器町東八丁目526 電話 0877-24-9961
西讃保健福祉事務所 健康福祉総務課	観音寺市・三豊市	〒768-0067 観音寺市坂本町七丁目3-18 電話 0875-25-3082
高松市保健所 保健予防課	高松市	〒760-0074 高松市桜町一丁目10-27 電話 087-839-2860

国による各種支援

国により、受動喫煙対策を行う際の支援策として、喫煙室の設置などにかかる財政支援制度が整備されています。また、店舗で受動喫煙対策を行う際の相談支援事業も行われています。

(主に、従業員がいる職場の受動喫煙対策として行われるものです。)

受動喫煙防止対策助成金

中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

【お問い合わせ】香川労働局労働基準部健康安全課 電話 087-811-8920

生衛業受動喫煙防止対策助成金

上記助成金の対象とならない生衛事業者の方が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

【お問い合わせ】全国生活衛生営業指導センター 電話 03-5777-0341

受動喫煙防止対策に係る相談支援

職場で受動喫煙防止対策を行うにあたって発生する悩みについて、専門家が相談に応じます。

【お問い合わせ】日本労働安全衛生コンサルサント会 (令和3年度事業受託事業者) 電話 050-3537-0777

詳しい情報はこちらへ
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙

